

議案第61号

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正等に伴い、動物愛護管理員を置く等の必要があるによる。

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例（平成16年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第12条第1項第3号」を「第12条第1項第4号」に改め、同条第4号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第6条第3項中「動物」の次に「（犬及び猫を除く。）」を加える。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第8条第2項中「第10条第1項」を「第10条」に改める。

第9条に次の1号を加える。

(6) 犬がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるおそれがあると認める場合は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。

第10条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第2項を削る。

第12条中第4項を第5項とし、同条第3項中「猫」を「前項に定める場合のほか、猫」に、「場合にあつては」を「場合は」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 猫の飼い主は、猫がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるおそれがあると認める場合は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するた

めに必要な措置を講じなければならない。

第15条第1項中「職員をして」を「職員に捕獲させ、又は他の者に委託して」に改め、同条第2項中「行う職員」の次に「又は委託を受けた者(以下「職員等」という。)」を加え、「従事する職員」を「従事する職員等」に改め、同条第3項中「職員」を「職員等」に改める。

第18条第1項中「市長は」の次に「、法第25条第5項に定めるもののほか」を加える。

第19条の見出しを「(動物愛護管理員)」に改め、同条第1項中「前条第1項の規定による立入検査等、動物の飼養状況の監視その他の動物の愛護及び管理に関する」を「法第37条の3第1項の規定に基づき、次に掲げる」に、「動物愛護指導員」を「動物愛護管理員」に、「任命する」を「置く」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前条第1項に規定する事務
- (2) 法第24条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)、第24条の2第3項、第25条第5項及び第33条第1項に規定する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、動物の飼養状況の監視その他の動物の愛護及び管理に関する事務

第19条第2項を削る。

第20条の見出しを「(動物愛護技術員)」に改め、同条第1項中「及び前条第1項に規定する事務のうち市長が別に定める」を「に規定する」に、「動物愛護相談員」を「動物愛護技術員」に改め、同条第2項中「動物愛護相談員」を「動物愛護技術員」に改め、「市の職員であって」を削る。

第27条第2号中「第10条第1項」を「第10条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第2条第2号、第8条第2項及び第10条の見出しの改正規定、同条第2項を削る改正規定並びに第27条第2号の改正規定は公布の日から、第15条及び第20条(見出しを含む。)の改正規定は令和2年4月1日から施行する。